

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3	指名停止等の措置要領 別表第2第13号 建設業法違反	左記の社は、平成30年8月より複数年にわたり、経営規模等評価の申請において、建設業法の規定に違反して当該申請書等の書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得し、技術的能力を有さない者について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしていたことによる。
	大成作業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ～ R7.10.3	指名停止等の措置要領 別表第2第3号（イ） 贈賄	左記の社の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業株式会社に對し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕されたことによる。
	日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、当該確認申請図の記載内容から他社と連絡を取り合い、見積額を調整するなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたことによる。
	住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、当該確認申請図の記載内容から他社と連絡を取り合い、見積額を調整するなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたことによる。

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ~ R7.10.19	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、当該確認申請図の記載内容から他社と連絡を取り合い、見積額を調整するなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたことによる。
	I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、建設事業者が発注する特定地下式P S工事、及び特定エレベーター方式P S設置工事において、当該確認申請図の記載内容から他社と連絡を取り合い、見積額を調整するなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたことによる。
	新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S設置工事において、当該確認申請図の記載内容から他社と連絡を取り合い、見積額を調整するなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表されたことによる。
	株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ~ R7.7.18	指名停止等の措置要領 ①別表第1第2号、②第15号 ①過失による粗雑工事 ②不正又は不誠実な行為	左記の社は、国土交通省等から受注したアスファルト舗装工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材（新規合材）の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むアスファルト合材（再生合材）を使用して工事を実施していたことなどによる。

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ~ R7.7.10	指名停止等の措置要領 別表第2第15号 不正又は不誠実な行為	左記の社は、国土交通省等から受注したアスファルト舗装工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材（新規合材）の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むアスファルト合材（再生合材）を使用して工事を実施していたことなどによる。